

北海道開発局 建設部長 あて
各地方整備局 河川部長 あて

河川局 治水課長

堤防等の河川管理施設の緊急点検について

先般の「平成 1 6 年 7 月新潟・福島豪雨」及び「平成 1 6 年 7 月福井豪雨」では、河川堤防の破堤等により甚大な被害が発生したところである。

出水期における出水対策については、平成 1 6 年 5 月 2 6 日付け国総技第 1 0 号及び国河災第 7 号「出水期における防災対策について」、同月 2 7 日付け国河災第 8 号「出水対策について」並びに同年 6 月 1 1 日付け国総技第 1 6 号及び国河災第 1 3 号「出水期における防災態勢の強化について」により、既に通知されているところであるが、これから本格的な台風期を迎えるに当たり、堤防等の河川管理施設の状態を再度確認するため目視による緊急点検を 8 月中に行い、必要に応じ修繕工事その他の適切な措置を講ずるとともに、気象・防災情報の収集・伝達及び情報連絡体制の整備、並びに水防体制及び警戒体制整備の推進についても留意し、水災防止について遺漏のないよう措置されたい。

国 河 治 第 5 5 号

平成 1 6 年 7 月 2 3 日

各都道府県

河川事業担当部長 あて

河川局 治水課長

堤防等の河川管理施設の緊急点検について

先般の「平成 1 6 年 7 月新潟・福島豪雨」及び「平成 1 6 年 7 月福井豪雨」では、河川堤防の破堤等により甚大な被害が発生したところである。

出水期における出水対策については、平成 1 6 年 5 月 2 6 日付け国総技第 1 0 号及び国河災第 7 号「出水期における防災対策について」、同月 2 7 日付け国河災第 8 号「出水対策について」により、既に通知されているところであるが、これから本格的な台風期を迎えるに当たり、堤防等の河川管理施設の状態を再度確認するため目視による緊急点検を 8 月中に行い、必要に応じ修繕工事その他の適切な措置を講ずるとともに、気象・防災情報の収集・伝達及び情報連絡体制の整備、並びに水防体制及び警戒体制整備の推進についても留意し、水災防止について遺漏のないようお願いしたい。

国 河 治 第 5 5 号

平成 1 6 年 7 月 2 3 日

札幌市建設局長 殿
横浜市下水道局長 殿
大阪市建設局長 殿
(河川管理実施政令市)

河川局 治水課長

堤防等の河川管理施設の緊急点検について

先般の「平成 1 6 年 7 月新潟・福島豪雨」及び「平成 1 6 年 7 月福井豪雨」では、河川堤防の破堤等により甚大な被害が発生したところである。

出水期における出水対策については、平成 1 6 年 5 月 2 6 日付け国総技第 1 0 号及び国河災第 7 号「出水期における防災対策について」により、既に通知されているところであるが、これから本格的な台風期を迎えるに当たり、堤防等の河川管理施設の状態を再度確認するため目視による緊急点検を 8 月中に行い、必要に応じ修繕工事その他の適切な措置を講ずるとともに、気象・防災情報の収集・伝達及び情報連絡体制の整備、並びに水防体制及び警戒体制整備の推進についても留意し、水災防止について遺漏のないようお願いしたい。